

大分県報

令和五年
号外（六九）
四月二十五日

（火曜日）

目次

告示

海区漁場計画の公示……………

○告示

大分県告示第二百十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定により海区漁場計画を定めるとともに、同法第六十四条第六項の規定により漁業の免許予定日及び申請期間を定めたので公示する。

令和五年四月二十五日

大分県知事 広瀬 貞

一 海区漁場計画の内容

1 漁場計画番号

別表のとおり

2 免許の内容

（一）漁業の種類

別表のとおり

（二）個別漁業権又は団体漁業権の別（区画漁業権の場合）

別表のとおり

（三）漁業時期

別表のとおり

（四）漁場の位置

別表のとおり

（五）漁場の区域

別表のとおり

3 条件

別表のとおり

4 関係地区

別表のとおり

5 存続期間

別表のとおり

二 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

三 漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第二十四条各号に掲げる事項

1 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

意見なし

2 漁場図

別図のとおり

（「別図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。）

四 免許予定日

免許予定日

1 区画漁業権（真珠養殖業を除く。）

令和五年九月一日

2 共同漁業権及び定置漁業権

令和六年一月一日

3 区画漁業権（真珠養殖業に限る。）

定めなし

五 四に係る申請期間

1 区画漁業権（真珠養殖業を除く。）

令和五年六月一日から同年七月十九日まで

2 共同漁業権及び定置漁業権

令和五年七月一日から同年十月十六日まで

3 区画漁業権（真珠養殖業に限る。）

定めなし

令和五年四月二十五日

大分県報（告示）